

5 農地中間管理事業評価委員会による評価及び意見

- 令和元年6月18日(火)午後1:30~4:00 甲府市宝1-21-20 NOSAI
会館2階会議室において「農地中間管理事業評価委員会」を開催した。

<評価委員(敬称略)>

山梨大学生命環境学部教授	渡辺靖仁(委員長)
前山梨県中小企業団体中央会専務理事	橘田 恭
元山梨県農政部技監	篠原 隆美
甲州市農業委員	大島 節子
山梨県指導農業士会会長	保坂 耕
前山梨県青年農業士会会長	深澤 宏彰

- ※ 農地中間管理事業の県の所管課である担い手・農地対策室から両角副主
幹、渡辺主事が出席

○ 報告事項

平成29年度農地中間管理事業評価委員会における意見・提案への対応状況

① 実績(数値)について

- ・ 平成29年度実績は、28年度に比べ約2倍となっており、素晴らしい成果といえるが、地域によって差がある。地域差をなくし、成果の平準化を図ることが必要。

(対応状況)

- ・ 耕地条件の良い北杜市や果樹農業が盛んな峡東3市がどうしても中心となるが、農地中間管理事業の業務を全市町村に委託しているので、引き続き各市町村へのキャラバン等を行い、事業推進を図る中で、地域差の縮小に努める。

② 推進体制について

- ・ 事業推進については、地域の一人一人に話をしてもなかなか聞いてもらえないが、例えば、中山間地域直接支払制度を活用し地域の農地を保全している組織など、地域で活動している組織を通じて働きかけると効果的である。
- ・ 農地基盤整備事業の導入を図る際の地域ぐるみの説明会などにおいて、中間管理事業の推進についても、一体的に取り組んでいくことが重要である。
- ・ 農地利用最適化推進委員は、まだまだ何をしたらよいか分かっていない人が多い。推進委員は、地域の活動部隊で本当に大切なんだと、農業会議と連携しながら、しつこい位何度も何度も説明する必要がある。
- ・ 制度が定着するには長い時間がかかる。長い目で制度を育てる必要がある。

る。

(対応状況)

- ・ 市町村、農務事務所と連携して、農地基盤整備事業の導入が予定されている地域などを重点実施区域に定め、農業委員、農地利用最適化推進委員を巻き込みながら、農地中間管理事業の推進を図っているところ。
- ・ 農業会議との連携を図りながら、地域の話し合いの場である人・農地プランの策定の場に農地利用最適化推進委員も加わってもらい、人と農地のマッチングによる農地利用の最適化のキーマンとしての役割を果たしてもらおうよう働き掛けた。

③ 啓発・PR活動について

- ・ 機構が介在した優良事例を公社HPで公開しているが、農業委員や農地利用最適化推進委員にそうした成果をぜひ見せてもらいたい。
- ・ いろいろな方法で農地中間管理事業をPRしていることが分かった。公社HPも見せてもらったが、判り易く示されていると思う。
- ・ 新規就農者の成功事例の中で中間管理事業を活用した事例も載せて行くようにするとよい。

(対応状況)

- ・ 遊休化した果樹園を機構で借り受け整備し、新たに果樹の苗木を植え付け、3年間育成した後に新規就農者に貸し付ける事業が3年目を迎え、新規就農者に貸し付けたところ。また、新たに新規就農希望者の研修を受け入れているアグリマスターグループに機構で借り受け整備した果樹園の管理を委託し、研修終了後にその農地を貸し付ける新たな取り組みを始めた。これらを公社HPで公開する。

④ 事業の進め方・方策全般について

- ・ 機構借受農地整備事業について、実施地区、面積だけでなく、実施した結果、どのような効果があったのかを示してほしい。
- ・ 果樹の苗木を育成して貸し付ける事業について、担い手育成や経営上どう役立ったのか、PRすることで他地域にもこうした取り組みが波及する。

(対応状況)

- ・ 上記③の対応状況のとおり

⑤ 今後の事業推進に向けた意見(課題の提示、対応策の提案等)

- ・ 中間管理事業はいい制度であるので、小さな成果であっても、こういう取り組みをした結果、どうなったかをまとめ、披露してもらいたい。

(対応状況)

- ・ 随時、公社HPでPRしていく

- ・ 中間管理事業をPRすればするほど、条件が悪く担い手が借りないような土地でも、機構が中間保有をしてくれるのではないかという期待がある。（事業推進にマイナスにならないよう理解が得られるようにする必要がある。）

（対応状況）

- ・ 市町村や農業委員会によく説明し、理解をしてもらっているところ
- ・ 農地集積を進めることで、グローバルビジネスに対応できる農業が山梨にもあると思うが、生活と生産が一体化したようなローカルビジネスで農業を一生懸命やっけて行こうとしている人達もいる。国が作っている指標というのは、グローバルビジネスに適応できる農業がどれだけあるかというのを見ていると考えられるが、山梨の場合、ローカルビジネスとしての農業で地域を守っていくのに、中間管理機構がどういうことができるかというモデルを作れると考えられるので、これをモデル的な取り組みとしてまとめ、関係者で共有できるといい。

（対応状況）

- ・ 本県の果樹地帯では、土地生産性が高いので小面積でも生業としての農業が成り立っており、まさにそのような場所であるといえる。認定農業者の経営改善計画や新規就農者の営農計画の指標となる経営指標を、県でビジネスモデルとして策定しているので、これを共有して利用しているところ。
- ・ 果樹経営では、すぐに収入の得られる成園を、生計が成り立つ規模で一度に借りられるケースは少なく、新たに果樹を植えるところから始めると、収入が得られるまでに3～5年かかるという果樹経営独特の問題がある。このため、本県独自の取り組みである果樹を3年間育成して新規就農者に貸し付ける事業のPRを図り、モデル的な取組として県下に普及を図っていく。

○ 協議事項

（1）平成30年度農地中間管理事業の評価について

事務局から資料に基づいて実施状況を説明。主な内容は以下のとおり。

① 平成30年度農地中間管理事業の実績

● 農地の借入れ、貸し付けの実績

- 県全体では、借入面積が198.3ha（昨年比72.9%）、貸付面積が218.0ha（昨年比81.1%）と昨年に比べ減少。県全体に占める割合は中北地域が6割近くを占めるが、中北地域の借入れ面積が前年比65.0%、貸付面積で前年比73.7%と落ち込んだことが大きい。

- 峡東地域は、借入面積が前年比 109.9%、貸付面積で前年比 109.2%と前年を上回った。
- 機構借受農地整備事業の実施状況
 - 農地中間管理権を取得した農地に簡易な整備を行い担い手に貸し付ける事業の実施面積は、6箇所、約 2.4ha 実施した。そのうち南アルプス市小笠原地区については、荒廃が進み、機構借受農地整備事業の事業費（20万円/10a）では、整備できないため、荒廃農地利活用促進交付金を活用して事業費を増額して実施した。
- 農地売買事業（特例事業）の実績
 - 甲州市で約 1ha の売買を実施し、担い手に農地を集積した。（詳細は事例で説明）
- 果樹苗木育成・担い手貸付に関する事業の実績
 - 果樹栽培を希望する新規就農者の初期の経営リスクを軽減するため、機構が借り受けた農地を整備し、JA等に植え付けた果樹の苗木を3年間育成管理してもらう本県独自の事業。
 - 30年度は南アルプス市において 40.3a の荒廃農地を整備し、新たにブドウを植え付け、担い手グループに管理委託をした。（詳細は事例で説明）

② 活動事例の紹介

- 「農地中間管理機構が果樹の苗木を植え付けて担い手に貸し付ける事業」
 - 機構が地域のJA、市町村、農業委員会と連携して農地を借り受け、農地の条件整備を実施した後、JA等が選定した優良品種の果樹を植え付け、JA等に農地の管理を委託、3年間育成した後、新規就農希望者等に貸し付けるモデル事業であり、新規就農者の早期経営安定の効果が期待されている。
 - 平成 27 年度から毎年実施。最初に実施した笛吹市八代町の 50.1a（4か所、管理委託JA笛吹）のモモ園が3年目を迎え、本年4月に3名の新規就農者に転貸した。
 - 平成 28 年度は、南アルプス市吉田において、カキ 34a（1か所、管理委託JA南アルプス市）を実施。
 - 平成 29 年度は、甲州市三日市場において、モモ 49a、甲州市下岩崎において、醸造用ブドウ（甲州）20.9a（管理委託それぞれJAフルーツ山梨）を実施
 - 平成 30 年度は、南アルプス市小笠原地区において 40.3a の荒廃農地ブドウ園を整備し、新たにシャインマスカットを植え付け、アグリマスターグループ（3名、代表者は農業委員）に管理委託をした。
- 農地集積による企業参入支援
 - 中央市大鳥居地区では、担い手の高齢化が進んだことから、遊休地

化を防ぐため、公社は市と連携し、農地保有化合理化事業により農地集積を行い、意欲ある担い手への集積を支援してきたが、平成 28 年に転貸先の農業法人から契約更新しないとの意思表示があったこと、また担い手の高齢化により周囲に遊休地が増加してきたことから、醸造用甲州の栽培適地を探していたサントリーインターナショナル株式会社の同地区への参入を支援した。

- 参入した法人は、サントリーインターナショナル株式会社の出資による農地所有適格法人、(株) ジャパンプレミアムヴィンヤード。
 - 当公社では、県、市、市農業委員会、市農業公社と連携し、参入に向けた打ち合わせを行うとともに、ポイントごとに説明会を開催し、地権者の意向を把握し農地の集積を図った。
 - 集積した農地は、前農業法人に転貸していた 1.6ha (地権者 23 人、45 筆) と新規に集積した 3ha (地権者 34 人 49 筆) を合わせ、4.6ha。
 - 現在、土地改良事業の導入による更なる集積 (15ha、地権者 100 名、247 筆) を図っているところ。
- 基盤整備と農地の流動化による営農組織の支援
 - 甲州市塩山大藤地区は、「大藤のモモ」としてブランド化されているが、急峻な地形の上、不整形で狭小なほ場が多く、生産効率が悪いいため、遊休農地が増加するなど多くの課題を抱えていた。こうした課題の解決に向け、同地区では、地域リーダーが中心となり、作業性を向上させ、経営の安定化を図るとともに、次世代の担い手確保を目的として、果樹園の基盤整備と農地の流動化に取り組み、平成 11 年から 12 年には第 1 らくらく農園として 3.5ha を、平成 20 年から 21 年には、第 2 らくらく農園として、3.0ha を整備した。
 - 今回、第 3 らくらく農園の整備 2.8ha (H29 年～令和 2 年) を整備するにあたり、機構に対して、農地売買による農地流動化に向けた支援依頼があったことから、県、市、市農業委員会と連携して事業予定地内の農地売買を仲介し、流動化による担い手への農地集積を支援した。
 - 農地売買事業により、地権者数 7 名、68 筆、面積 1.0ha の農地を機構が買い取り、担い手 6 名へ売却し、担い手の農地集積を支援した。

(説明事項の質疑)

- 企業参入の事例として他にもあるのかという質問に対し、資料「令和元年度 農地中間管理事業の重点実施区域及びモデル地区」を基に説明。北杜市の仁田平地区 10ha、蛇沢地区 13ha、小池地区 8ha、尾根地区 14ha がそれに該当することを説明。

(2) 事業評価(提案・意見を含む)

① 実績(数値)について

(まず、委員長から全国の順位について問われ、国の年間集積目標面積に対する機構の寄与度の全国順位は昨年の 11 位から 19 位に後退した旨回答する。)

- ・ 全国で 19 位ということであるが、果樹地帯の山梨県は、水田地帯と違って実績が伸ばしづらい地域である。そういう中でこれだけの実績が出ているのは、機構の努力であり、良い数値が出ていると思う。
- ・ 数値的にみると、平成 29 年度が、非常に実績が上がったので、前年より減っている状況であるが、峡東地域は前年に比べ増えている。全般的に見れば目標数値には届かなかったものの、よく頑張っている。評価できる。
- ・ (ここで委員より年間目標面積を問われ 300ha である旨回答する。) 本年実績は、目標面積の 7 割であり、本県の場合平場が少ないので難しいとは思いますが、引き続き頑張ってもらいたい。
- ・ 峡東地域の農業委員なので、果樹地帯の難しさはよく分かる。モモの方が集積しやすいが、ブドウの場合、棚の状態の良し悪しによって全く価値が異なってしまう(棚を新設するには 10a 当たり 100 万円以上かかるし、棚の補修にもかなりの金がかかる)、集積は難しい。そういう中でこうした数値が出ているのは、よく頑張っていると思う。
- ・ 企業参入や新規参入の多い地域では、大きな実績が出ているが、そうでない地域でも数値が動いているのでよく頑張っていると思う。しかし、機構を通さないで貸し借りしている人がまだまだたくさんいる。そういうところで機構を通すように徹底させれば、もっと動いてくると思う。

② 推進体制・啓発・PR 活動について

(まず、委員長から推進体制を説明するように指示され、事務局で推進体制フローについて説明をする。)

- ・ 誰に相談すればよいのかという点で、推進体制フロー図を見ると、市に行っても、農業委員に行っても、農協に行っても、どこに行ってもいいようになっているが、実際にはよく分からないというのが問題であると思う。
- ・ 色々な組織が絡んで進めねばならないのは分かるが、農業委員を例に挙げると、自分の地域では農業委員がすべて入れ替わってしまい、制度を正しく理解している人は少ない。研修の機会はあるが、県全体で紙の資料も基に研修をしてもよく理解できない。農業委員に理解してもらい動いてもらうには、市町村単位で、身近な具体的事例をもって研修をする必要がある。
- ・ 推進体制はできていると思うので、これをいかに機能させるかであるが、農家から相談された人達がこの制度の事をよく知らなければ、話にならないのでそこをまずどうするかが問題。農家がいろいろな課題があった時に、どこに相談すればよいのか農家の方々に分かるようにするこ

とが大切である。

- ・ 高齢化して誰かに自分の農地を耕作してもらいたいという人は増加している。耕作を頼むにしても、知り合いにしか頼めない。その知り合いが中間管理事業を理解していれば、こういう事業があるから機構を通しましょうということになるのだが、なかなか農家の人は中間管理事業を知らない。農家の人がこういう事業があるとわかるPRが必要。インターネットで見ろと言っても高齢者には無理。ホームページでPRしても活用されない。
- ・ 官公庁も民間もホームページに掲載したというが、実際にはHPを見ない。
- ・ (委員自らの地域は、今まで相対で個別に貸借を行っていたが、中山間地域直接支払を受けている組織内で話し合いをして、中間管理事業を活用するとともに、農事組合法人を設立し、集団的な土地利用が行われるようになった事例を紹介し、) 個人個人に話をしてもなかなか進まないが、地域地域の組織に働きかける中で、中間管理事業を理解してもらって、農地利用の話し合いを進めればもっと利用する人は増える。
- ・ 体制はできていると思うが、実際に機能しているか、そこが心配となるところ。現場では、農業委員や農地最適化推進委員の顔が見えてこない。県、市、公社などから情報を得ているとは思いますが、今の農業委員に中間管理事業について分かっている人は少ない。農業委員や推進委員が現場に行って話をすることはまずない。ただそうはいっても推進委員が一人一人に回って話をすれば解決するという問題ではないと思う。周知させるには、ブドウやモモの生産者が集まる機会は年に何回かあるのでそういう時にその機会を利用して、農務事務所などが中間管理事業を説明して全体に周知を図ることが必要。そういう雰囲気を見て推進委員がフォローアップするのが良いと思う。
- ・ 国では教科書的なことを言っているが、集落に入り込むことができなかった。まさにそのような話。そこに入り込んで解決していくことは難しいかもしれないが、それを乗り越えないと制度の普及はできない。

③ 事業の進め方・方策全般について

- ・ 委員のかかわった事例「らくらく農園」は、傾斜地で生産条件の悪かったモモ園を、地域リーダーが中心となって地域での話し合いを進め、農務事務所等と連携して、勾配が緩やかでまとまったモモの生産団地に整備した。こうした成功体験が第二、第三と次々に新たな展開を生んだ優良事例。
- ・ 一方、企業参入の場合、地域に入ってどのくらいの面積を使って産地づくりをしたいという明確な話があれば、地域で話し合いをしながら農地をどのように活用していこうかという話は進めやすい。
- ・ らくらく農園の事例や企業参入の事例など、こうしたケースはこのよう

なやり方で行えば、うまくいくというような手法を作り上げていくことが必要。(成功事例を基にした手法の確立が必要)

- ・ 企業参入で大規模化を進めた事例、地域がまとまってモモの生産団地にしたらくらく農園の事例、峡東地域で個別相対で進めている事例など、それぞれの地域の状況に応じて進めていってもらいたい。らくらく農園のような優良事例を他の地域に紹介しながら機運を高めることが必要。
- ・ らくらく農園の事例は周囲に広がり素晴らしい事例である。PRの最も効果的な方法は、こうした事例を民間のテレビ局で取り上げてもらって放送してもらうこと。普及の効果が非常に高いと考える。
- ・ 大規模な農地の活用において、企業の力を借りるのはいいことだと思うが、全てがうまくいっているわけではない。状況が悪ければ撤退も早い。地域の人はそのを見ていて、あんなものは駄目だという。悪い事例はすぐに広まるものだ。企業には継続するようにきちんと指導し、成功に導いていくことが必要。こうした成功事例をPRすればよいと思う。
- ・ 中間管理事業の実績を大きく伸ばすには、基盤整備事業とセットで、事業を進めていくことが必要。基盤整備事業を進める際、必ず中間管理事業を入れ込むように進めてもらいたい。
- ・ 基盤整備事業はすぐに着手できるわけではないので、どんな小さな話であっても地域に入って行ってもらいたい。実現するまで数年かかるわけだが、地道な努力をしてもらいたい。

(3) 平成31年度(令和元年度)農地中間管理事業の取り組みについて

① 平成31年度(令和元年度)山梨県農地中間管理機構活動方針

- ・ 平成31年度は、県下全市町村、及び3農業協同組合、2市農業振興公社と業務委託を行い、相談窓口や農地の出し手・受け手との交渉などの業務を委託して一体となって取り組む。
- ・ 市町村は、人・農地プランの話し合いの際に農地の出し手・受け手に対して、農地の借受希望者の募集の際に認定農業者等の受け手に対して、機構の活用についてアプローチを行う。また、農業協同組合は、農地利用集積円滑化事業のノウハウを活かし、組合員からの農地の貸し借りに関する相談の際に組合員に対して、機構事業の活用についてアプローチを行う。
- ・ 農業委員会とは、機構との連携を強化し、農地利用最適化推進委員が農地の出し手・受け手の掘り起こしや両者のマッチングを円滑に行えるよう、農地利用最適化推進員に働きかけを行う。
- ・ 事業の重点実施区域(モデル地区)においては、県、市町村、農業委員会等の役割分担を明確にしたうえで、連携を図りながら事業を推進する。市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチにより重点実施区域に指定している区域については、機構、市町村、農業委員会、農地利用最適化推進員、農業協同組合が連携し、人・農地プランの話し合

いの場合において機構の活用について働きかけを行う。

- ・ また、基盤整備からのアプローチにより重点実施区域に指定している区域については、県、機構、市町村、農業委員会、農地利用最適化推進員、土地改良区、土地改良事業団体連合会が連携し、地元の説明会等において機構の活用について働きかけを行う。
- ・ 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が実施する基盤整備「機構関連事業」や、山梨県の独自事業である「機構借受農地整備事業」、「農地集積基盤整備事業」などについて、県・市町村の土地改良所管と連携し、積極的な活用を図る。

② 令和元年度 農地中間管理事業の重点実施区域及びモデル地区

- ・ 重点実施区域は、適切な人・農地プランが作成されており、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域として設置。
- ・ 重点実施区域は、平成 29 年度 24 地区、平成 30 年度 26 地区、平成 31 年度 28 地区と毎年増加。
- ・ そのうち、モデル性が高く、周辺への波及効果が期待される区域をモデル地区としている。（平成 31 年度モデル地区 25 地区）
- ・ 重点実施区域のうち、企業参入型が 14 地区。

今後の事業推進に向けた意見（課題の提示、対応策の提案等）

- ・ 31 年度（令和元年度）の方針の中に、農業協同組合生産部会の研修・総会などを通じた事業の周知とあるが、そのような機会をぜひ活用してほしい。
- ・ 農業委員、農地最適化推進委員への働きかけをよろしく願います。農業委員が交代する際に、研修会などを開催し、中間管理事業の事を良く知らしめてもらいたい。
- ・ 方針の事業周知の中に、パンフレットの作成とあるが、一目でわかる資料作りをお願いします。